市・府民税の減免に係る事務取扱要領

(目的)

1 この取扱要領は、豊中市市税条例(以下「条例」という。)第46条及び豊中市市税 条例施行規則(以下「規則」という。)第9条の規定を、すべての納税者に対し公平か つ適切に適用し、もって市・府民税の減免に係る事務を円滑に執行することを目的と して定めるものとする。

(個人の市民税の減免)

- 2 個人の市民税の減免は、徴収猶予(分割納付を含む。)又は納期限の延長によってもなお納税が困難で担税力に欠けると認められる者につき、税負担の軽減又は免除を行うための措置である。
- (1) 担税力の判断基準については、納税者の個別の事情に着目して判断するものとする。
- (2) 前号の「個別の事情」とは、納税者個々の所得減少の事実や原因のみならず、納税者の生活状況や健康状態等各種の状況を考慮して判定される事情をいう。

(減免対象となる納期)

3 個人の市民税の減免対象となる納期は、申請日以降に到来する納期分に係る市民税 (特別徴収にあっては、申請日の属する月の翌月分以後に徴収すべき市民税) につい て行うものとする。

(期日の特例)

4 条例第46条第1項第4号に掲げるもので減免を受けようとする者は、条例第46 条第2項の規定にかかわらず、災害のやんだ日から30日以内にその事由を記載した 減免申請書に証拠となる書類を添えて提出しなければならない。

(減免の計算)

- 5 減免に関する計算処理については、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1)減免は、所得割額と均等割額との合計額に減免割合を乗じて行うものとし、減免 税額の異動処理は、税額が免除となる場合を除き原則として所得割の部分で行うも のとする。
- (2)減免額の端数処理については、市・府民税合計額の段階で切り上げるものとし、市民税、府民税については、それぞれ合計額に合うよう調整するものとする。
- (3)減免を行う場合は、当該税額に減免割合を乗じて減免すべき税額(以下「減免税額」という。)を算出(百円未満の端数は切り上げるものとする。)し、次にこの減免税額に当該納税者の減免前の府民税に係るあん分率(小数点以下第4位を四捨五入するものとする。)を乗じて府民税相当分を算出(百円未満の端数は切り上げるものとする。)し、減免税額から府民税相当分を差引いて市民税相当分を求めるものとする。
- (4)減免税額の期別割振りについては、減免後の年税額により未到来の納期等に係る 税額を求めた後、差し引き計算して求めるものとする。

(用語の意義及び取扱)

- 6 条例第46条及び規則第9条に定める用語の意義及び取扱については、次の各号に 定めるところによるものとする。
- (1)「生活保護法の規定による扶助」とは、生活保護法第11条第1項に規定する「生活扶助」、「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」、「介護扶助」、「出産扶助」、「生業扶助」及び「葬祭扶助」をいう。
- (2)「その他貧困により生活のため公私の扶助を受ける者」とは、具体的には、「生活 保護法の規定による扶助」は受けていないが、生計を一にしないおじ又はおば等の 親族や社会福祉事業団から継続的に生活援助を受けている者をいう。
- (3)「生活保護法の規定による扶助を受けた者」については、単給又は併給として受けることの区別なく適用するものとし、同一生計内に当該扶助を受ける者が2人以上いる場合には、そのすべての者について適用する。
- (4)「失業」とは、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態をいい、正当な理由のない自己都合による退職、定年退職または移籍出向を理由とする退職等については、退職の予見性等から「失業」とはみなさない。また、「廃業」については、営業権の譲渡又は法人の設立によるものは除外するものとする。
- (5)「生活が困難となった者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 雇用保険法第13条に規定する基本手当を失業中に継続して受給している者 (ただし、別表第1に掲げる離職理由による者を除く)
 - イ 雇用保険法第4条に規定する雇用保険の被保険者ではない者またはアで規定 する者のうち同法第13条に規定する基本手当の受給期間が終了した者で、6 ヶ月以上引き続いて失業状態にあり、受給期間が終了した日の翌日から4週間 毎に2回以上の求職活動を行っている者
 - ウ 妊娠、出産、育児により雇用保険法第20条第1項に規定する受給期間延長措置を受けている者で、当該納税者及びその者と生計を一にする配偶者その他の 親族に係る前年の合計所得金額(規則第9条第1項第2号に規定する前年の合計所得金額をいう。)の合計が3,370,000円以下である者
 - エ 疾病又は負傷等により3ヶ月以上引き続いて就職できない者又は事業を再開 できない者
- (6) 失業した者については給与所得、廃業した者については事業所得を除き前年に他 の所得がある場合には、他の所得の合計額が均等割非課税基準以下である場合に限 り減免を適用する。
- (7) 平成25年8月1日から生活扶助基準の見直しが行われたことを受け、これに伴う当市の「生活扶助基準の見直しに伴う対応方針について」を踏まえ、福祉事務所が発行する次の証明書の掲示があった場合、条例46条第1項第5号の規定に該当するものとして減免を適用する。

ア 保護廃止証明書

イ 却下証明書

附則

(適用開始)

1 この取扱要領は、平成28年度の市・府民税から実施する。

附則

- この取扱要領は、平成30年(2018年)1月1日から実施する。 附則
- この取扱要領は、平成30年(2018年)6月1日から実施する。 附則
 - この取扱要領は、令和3年(2021年)6月1日から実施する。

別表第1

離職理由一覧表

離職区分	コード	離職理由
2D	24	契約期間満了による退職
2E	25	定年、移籍出向
4D	40	正当な理由のない自己都合退職
	45	正当な理由のない自己都合退職 (受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上)
5E	50	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
	55	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇 (受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上)